

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第54回

中国への進出(その1)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国は、2001年、WTOに加盟したことに伴い、これまで外資系企業が営むことができなかった業種への新規参入を認める等の規制緩和を行っている。これを受けて、中国を生産の場だけではなく、市場として捉え、中国企業との取引を開始したり、中国に進出する日本企業が増加している。そこで、今回から、日本企業の中国企業との関わり方について検討したい。

一 中国企業との貨物貿易

Q1: 日本企業A社は、生産している機械設備を中国企業に対して輸出することを計画しています。しかし、中国では、対外貿易経営権を有していない中国企業は、外国企業と貿易を行うことができない等の規制があると聞きました。そこで、中国企業に対し機械設備を輸出する際の注意点を教えてください。

A1: 中国においては、対外貿易経営の届出・登記を行っていない者(中国企業及び自然人)は、対外貿易を行うことができません。従って、日本企業A社は、貿易の相手方がかかる届出・登記を行っているか否かを確認する必要があります。また、一定の貨物については輸入が制限されているため、日本から輸出する貨物が制限品目に該当しないかどうかを確認する必要があります。

1 対外貿易権について

1994年7月1日に施行された従来の対外貿易法は、貨物の輸出入又は技術の輸出入を行う場合には、対外経済貿易主管部門の許可が必要であると定めていた(改正前の対外貿易法第9条)。

しかし、2001年に中国がWTOに加盟し、対外貿易の自由化が促進される中、200

4年7月1日、対外貿易法が改正され、対外貿易経営者は、国务院対外貿易主管部門又はその委託した機関に対して、届出・登記を行うことによって、対外貿易権を取得することができることとなった(対外貿易法第9条)。また、対外貿易経営者の範囲は、企業だけでなく個人も含まれることとなった(対外貿易法第8条)。

このように、対外貿易法の改正によって、日本企業と貿易をする中国側当事者の対外貿易権取得の要件は緩和された。しかし、改正後の対外貿易法の下でも、対外貿易経営者が規定に従って届出・登記を行っていない場合、税関は輸出入貨物の通関手続を行わないことになっている(対外貿易法第9条)。従って、中国の企業又は個人と貿易をする日本企業は、貿易を行う相手方となる中国企業又は個人が対外貿易権を有しているか否かを確認する必要がある。仮に当該中国企業又は個人が対外貿易権を有していない場合には、例えば、対外貿易権を有する別の中国企業を通じて貨物を輸出するというように、輸出ルートを再検討しなければならない。

2 貨物の種類による輸入制限

対外貿易法及び貨物輸出入管理条例は、輸入禁止品目、輸入制限品目、輸入自由品目を定めている(対外貿易法第16条～第20条、貨物輸出入管理条例第8条～第24条、輸入禁止貨物目録)。

輸入禁止貨物には、具体的には、都市ごみ、医療廃棄物、化学廃棄物、一部の中古機械・部品などがあり、これらの貨物を中国に輸入することは禁止されている(輸入禁止貨物目録)。

輸入制限品目については、輸入割当管理、輸入許可証管理などの管理がなされている(貨物輸出入管理条例第10条以下)。輸入割当管理とは、輸入割当管理部門が翌年度の輸入割当総量を決定し、割当申請をした者に対して、割当を分配する管理方法をいう(貨物輸出入管理条例第13条)。輸入許可証管理とは、輸入業者が、国务院外経貿主管部門又は国务院の関連部門に対して許可の申請を提出し、許可が出た場合には、交付された輸入許可証をもって税関で申告・検査手続を行うことができる管理方法をいう(貨物輸出入管理条例第19条)。輸入許可管理がなされる品目については、目録が公開され、輸入割当管理がなされる品目についても、毎年、輸入割当管理部門から割当量が発表される。

その他、一部の原油やタバコ、綿花など、国営貿易企業にしか輸入が許されていない

い貨物もある(対外貿易法第11条、輸入国営貿易管理貨物目録)。

以上の通り、貨物の種類によって日本から中国への輸出が認められない場合があるので、事前に当該貨物が制限品目に該当するかどうかを調査する必要がある。また、輸出予定の貨物が輸入自由品目に該当するかどうかは明確ではないような場合、中国企業と契約を締結するに当たっては、中国企業が、当該貨物が制限品目に該当しないとの表明保証条項を規定し、仮に制限品目などに該当して輸入することができなかった場合の損害賠償責任を明記することが望ましい。

二 中国企業との技術貿易

Q2: 日本企業A社は、自社が開発した技術について、ライセンスを受けたいとの申し出を中国企業B社から受けています。しかし、中国企業と技術のライセンス契約を締結する場合には、関係機関の許可を得る必要があり、さらにライセンス契約が終了した後もB社がその技術を使用することを制限できないと聞きました。そこで、中国企業とライセンス契約を締結する場合の注意点を教えてください。

A2: 現在は、原則として、技術のライセンス契約を締結するために、関係当局の許可を受ける必要はなくなっていますが、国务院外経貿主管部門においてライセンス契約の登録をする必要があります。また、輸入制限の技術に当たる場合には、対外貿易主管部門の許可が必要です。さらに、輸入が禁止されている技術もあります。

また、以前存在した、ライセンス契約が終了した後も契約の対象技術について、継続使用を認めなければならない旨の規制は撤廃されており、現在は、ライセンス契約において、契約終了後はB社が当該技術を使用できないと規定することが可能です。

その他、契約の内容が技術輸出入管理条例によって制限されている点や、B社が対外貿易権を有しているかどうかにも注意が必要です。

1 従前の制度

2001年12月31日以前は、技術輸入契約を締結するには許可が必要であった(技術導入契約管理条例第4条)。また、契約において契約期間満了後、受入側が引き続き導入技術を使用することを禁止することはできないことなどが規定されていた(技術導入契約管理条例第9条第8項)。

2 現在の制度

これに対して、2001年に中国がWTOに加盟し、対外貿易が自由化される流れの中で、2002年1月1日、技術導入契約管理条例は廃止され、技術輸出入管理条例が施行された。これに伴い、2002年1月1日以降、自由輸入に該当する技術は、国务院外経貿主管部門の許可を得る必要はなく、登録手続を行うことをもって足りることとなった(技術輸出入管理条例第18条)。また、ライセンス契約が終了した後も、契約の対象技術について継続使用を禁止することが可能となり(技術輸出入管理条例第28条)、その他、2002年1月1日以前よりも、契約の当事者間で決定することができる事項が増えた。

3 ライセンス契約を締結する際の注意点

以下に例示するように、中国の産業を保護するために、ライセンス契約の内容を制限する規定や、技術の供与側に強制的に義務を負わせる規定があるので注意が必要である(技術輸出入管理条例第24条～第29条)。

(D) 技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用し、第三者の合法的權益を侵害した場合、供与者が責任を負う(同条例第24条第3項)。

(E) 技術輸入契約の供与側は、その供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを保証しなければならない(同条例第25条)。

(F) 技術輸出入契約の有効期間内において、技術改良の成果は改良側に属する(同条例第27条)。

(G) 受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限してはいけない(同条例第29条第3号)。

4 技術の内容による輸入制限

対外貿易法第16条、第17条に該当する技術は、輸入が禁止又は制限されており、具体的には、国务院外経貿主管部門が当該技術を定めることとなっている(技術輸出入管理条例第8条)。かかる規定を受けて、対外経済貿易合作部と国家経済貿易委員会は、輸入制限技術として、遺伝子組み換え技術や造幣技術の一部など6類16項

目を定め、輸入禁止技術として溶鉱炉製鋼技術など11類25項目を定めている。

輸入制限技術に該当する技術は、国务院外経貿主管部門に対し申請し、許可を得なければならない点に注意が必要である(技術輸出入管理条例第10条以下)。

5 対外貿易権について

上記Q1の解説1でも述べたとおり、技術の輸出入を行う場合には、国务院対外貿易主管部門又はその委託した機関に対して、届出・登記を行い、対外貿易権を取得する必要がある(対外貿易法第9条)。技術ライセンス契約の中国側当事者は、技術輸入の当事者であり、原則として対外貿易権を有していなければならない。従って、中国側当事者が対外貿易権を有しているか否かを予め確認すべきである。

三 中国企業に対する商標の使用許諾

Q3: 日本企業A社は、さらに中国企業B社からA社が提供する技術を使用した製品に、A社の商標を使用したいとの申し出がありました。そこで、中国企業と商標使用許諾契約を締結する場合の注意点も教えてください。

A3: A社の商標をB社に対して使用許諾するには、A社の商標を中国において登録する必要があります。また、使用許諾契約を締結してから3ヶ月以内に商標代理組織を通じて、商標局及び工商行政管理機関へ届出をする必要があります。

商標の使用を許諾するためには、当該商標が中国において登録されていない(商標法第40条、商標使用許諾契約届出弁法第6条参照)。また、商標の使用を許諾した場合には、商標使用許諾契約の締結日から3ヶ月以内に契約の副本を商標局に届けなければならない(商標法实施条例第43条、商標使用許諾契約届出弁法第4条)。

そして、商標使用許諾契約の許諾者が外国人又は外国の企業である場合には、商標代理事務所へ委託して届出手続などを行わせなければならない(商標法第18条、商標法实施条例第7条、商標使用許諾契約届出弁法第5条第2項)。

また、使用を許諾した商品の範囲や許諾期間を変更した場合などには商標使用許諾契約の届出を新たに申請しなければならない(商標使用許諾契約届出弁法第14条)、許諾者又は被許諾者の名義を変更した場合、商標使用許諾契約を途中で終了した

場合などには、書面により商標局及び県級以上の工商行政管理機関へ通知をする必要がある(商標使用許諾契約届出弁法第15条)。